

町内会行事や福祉事業に利用できる！

# 陸前高田市社会福祉協議会 福祉バスのお知らせ



## 福祉バスのご案内

福祉バスは、乗車人数が11名以上で、バス事業者を利用できないような状況であり、地域福祉活動に準ずる内容であれば誰でも無料で利用が可能です。

ただし、利用料金は無料ですが利用後、燃料費は直接払っていただき、給油して返却していただきます。

利用申込につきましては、お住いの**地区コミュニティ推進協議会**に「福祉バス使用許可申請書」を提出してください。

申込は利用する月の2か月前の1日から前月10日までとなります。



福祉バス「やっとかめ号」  
※名古屋市の補聴器・介護用品の販売会社アンプリライブさまからの寄付によって購入しました。  
ちなみに「やっとかめ」は名古屋の方言でひさしぶりという意味です。



←車内の様子  
29人が乗車可能です。

最近、移動ができずに町内会の催しに来れない人が増えてきた…。

町内会行事でバスを使いたいけど、会員数が少なくて、お金が捻出できない。

## 内容について

- ・福祉団体や町内会などによる研修会や行事等に利用できます。(観光目的は除く)
- ・利用人数は11名から。
- ・1回の走行距離は300kmまで。
- ・宿泊を伴う運行はできません。
- ・当日の運行経路の変更はできません。
- ・天候等により、当協議会より運行を中止する場合があります。

社会福祉法人

陸前高田市社会福祉協議会

陸前高田市高田町字太田511番地

電話 : 0192-54-5150

FAX : 0192-54-4775

メール : [info@rikutakashakyo.jp](mailto:info@rikutakashakyo.jp)

裏面のQ&Aも  
ご覧ください。



# 陸前高田市社会福祉協議会

## 福祉バス事業 Q & A

### 1 申請について

#### Q1：なぜコミュニティ推進協議会に提出するのですか？

⇒ この事業は、支え合いなどの地域福祉を推進するための事業です。地域福祉を推進する上で、我々社会福祉協議会だけでなく、各地区を代表する組織であるコミュニティ推進協議会にも地域福祉事業を共有することで、協議体事業の発展など地域福祉の推進に寄与できると考えております。  
また、各地区内からの申請を考えた場合、社会福祉協議会内の事務も煩雑となるため、各地区にご協力をお願いいたします。

### 2 利用について

#### Q2：観光や行楽のために利用できるのですか？

⇒ できません。福祉団体や町内会などによる研修会や行事等に利用できます。  
※例として介護予防事業などで、交通手段のない方を対象に入浴施設などでレクリエーションを行う場合は観光や行楽にあたりません。

#### Q3：福祉団体や町内会の行事等であれば、何回でも利用できますか？

⇒ 回数制限は設けておりませんが、多くの団体に利用していただきたいので、一度利用いただいた団体より、利用していない団体を優先させていただきます。また、会計上、貸し切りバス等の会社を利用できる場合は、当事業のご利用をお控えいただくよう、お願いいたします。

#### Q4：利用の際、バスの中で乗車する人を確認してもらえますか？

⇒ 社会福祉協議会からは、運転する職員のみ派遣いたします。そのため、乗車する方の確認などの諸確認は、利用者側での確認をお願いいたします。

#### Q5：1回の利用は300kmということは、盛岡や仙台等にも行けるのですか？

⇒ 社会福祉協議会事務所（高田町字太田511）を起点に、送迎を含む往復路が300km以内であれば可能です。ただし、運行時間は8時30分～17時までに戻ってこれるスケジュールとなります。

#### Q6：土日祝日も利用可能ですか？

⇒ 社会福祉協議会の営業日のみとなり、平日のみの利用となります。

#### Q7：利用日当日に休む人が生じて、利用人数11名を下回ったら利用できないのですか？

⇒ 申込時点で、11名以上の利用者が確定していれば、当日11名を下回った場合でも利用可能です。